

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) R8. 7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東 - B東 - C東 = D東)

A東	B東	C東	D東
徴収すべき負担金総額	前年度過不足額	R8.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	R8.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 3,821,875,712円 + ●支援機関事務費 38,179,590円 = 合計 3,860,055,302円	- 165,444,763円	①R8.1月分 290,373,409円 ②R8.2~6月分 (予测算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,454,331,419円 (1.17381252円 × 1,238,981,008番号)	= 1,949,905,711円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R8. 7~12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。 (F × D東 ÷ D = NTT東日本修正番号単価)

F 合算 番号単価	×	D東 R8.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R8.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		1,949,905,711円		3,329,035,255円

= 1.17145393 円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) R8.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき 負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 R8.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 R8.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
<ul style="list-style-type: none"> ●補てん対象額 2,690,025,728円 + ●支援機関事務費 26,872,689円 = 合計 2,716,898,417円 	109,759,069円	<ul style="list-style-type: none"> ① R.1月分 204,379,207円 ② R8.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,023,630,597円 (0.82618748円 × 1,238,981,008番号) 	1,379,129,544円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R8.7~12月の間で徴収すべき総額(D東とD西の合計額)で除する。(F × D西 ÷ D = NTT西日本修正番号単価)

F 合算 番号単価	×	D西 R8.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R8.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		1,379,129,544円		3,329,035,255円

= 0.82854607 円